

令和5年第7回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

令和5年7月24日（月）

安芸高田市農業委員会

# 総 会 出 席 簿

【開催年月日】 令和5年7月24日（月）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市民文化センター4階小ホール

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について  
日程第 2 報告第 3号 農地転用（農業用施設）届出について  
日程第 3 議案第 39号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第 40号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第 41号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 6 議案第 42号 非農地証明申請について

議席	氏 名	印	議席	氏 名	印	議席	氏 名	印
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 義則	欠	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長

藤城 輝久 係長

中村 貴啓 主任

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間00分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより、令和5年第7回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の総会に7番 津田委員さんご欠席という報告が入っております。したがって、ただいまの出席人員は11名でございます。定数に達しておりますので、これより令和5年第7回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元のほうに配付をさせていただいておる通りでございます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行いたいと思います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定により、議長において行います。1番 光永委員、2番 秋國委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 報告第3号 農地転用（農業用施設）届出についての報告を求めます。事務局からお願いいたします。

（事務局報告）

○田中会長

ありがとうございました。以上で農地転用（農業用施設）届出についての報告を終わります。

日程第3 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。

受付番号41、46、49号の3件について、6番 山本委員さんお願いいたします。

○山本委員

はい、6番 山本です。41、46、49号について報告します。

7月13日、推進委員、農業委員、事務局とで現地を確認しました。

まず41号ですが、図面39-41をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●を●●から●●●●へ約3km行き、左手方向へ約500m行った所にある整備田4筆、5,421㎡、畑1筆100㎡です。譲渡人の●●さんは相続によりそれらを取得されましたが、既に●●の方に住んでおられ、農業をされる気はないとの事で、今回の申請に至ったそうです。譲受人の●●さんは、申請地の近くに住んでおられ担い手をして、現在も農業をされています。特に田の農地に影響はない事を確認しました。

次に46号ですが、図面39-46をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●を●●から



○見坂委員

はい、4番 見坂です。

受付番号43号について報告をします。7月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしました。申請地は吉田町●●●●●●にある2, 174㎡の農地です。図面番号39-43をご覧ください。上の地図がありますが、●●●●●●●●を●●●●●●を向いて進む方向に左手に進みます。その切れたところぐらいに、●●●●●●●●の●●●●●●があります。その手前に申請地がありまして、下の図面の番号に書いてあるのが、上にある●●●●●●の番地が今度の譲受人の自宅があります。このちょうど家の前の方に、●●●●●●は普通のお家があるんですけど、その隣りの隣りにある●●●●●●が申請地です。譲渡人はこの下の方のお家になります。譲渡人は高齢で耕作困難で、これから先も耕作することができないので、この度この申請地を借り受け、耕作をされている譲受人に所有権移転を行うものであります。譲受人は所有する農地は耕作されており、これからも申請地及び所有する農地も耕作されていかれるので、何ら支障のない事から問題のないことを確認いたしました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、43号についての報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。

次に受付番号44、45、47号について、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。

受付番号44、45、47号について報告をします。去る7月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認しております。

まず44号ですが、別図の39-44をご覧ください。申請地は●●●●●●より●●●●●●の●●●●●●の前を進み、●●●●●●の南にあります。譲渡人は遠方に居住しており、耕作困難なことにより、申請地は譲受人の自宅近隣にあることにより、この申請に至っております。引き続きの農地利用により、周辺農地等には支障のないものと確認いたしております。この近くに住居と合わせて購入し、こちらに移住されております。

次に45号です。別図の39-45をご覧ください。申請地は、申請地の右方向、西に●●●●●●があるんですが、その対岸には●●●●●●●●がございます。下の図で申請地がありますけれども、この両端は市道になっており、市道に挟まれた畑146㎡です。譲渡人は現在遠方に居住されており、耕作困難なことにより、譲受人は譲受人の近くにあるこの申請地を譲り受けて、野菜等の栽培を計画されております。周辺農地等には何ら影響はなく何の支障もないことを確認いたしております。

次に47号です。別図の39-47をご覧ください。この申請地の右側に市道があり上方向に進むと●●●●●●、下方向に進むと●●●●●の●●●●に進みます。申請人は、叔父と甥の関係にあります。今回、甥の譲受人が住居を新築することにより、その南にある申請地、畑360㎡を譲り受ける所有権移転の申請でございます。新築予定の土地と隣接しており、引き続き農地としての利用であり、周辺農地等には何ら支障はなく、何ら影響もない事を確認いたしております。以上で44、45、47号の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。

次に受付番号48号について、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

5番 藤原です。

それでは48番について説明させていただきます。図面番号につきましては、39-48をご覧ください。目安となる場所としましては、場所は八千代町●●なんですけれども、近くには●●●●●●●●がありますので、だいたいその辺のところでございます。場所的には、●●●●●●●●がありまして、それから家でいえば2軒ぐらい離れてちょっと下がったところにあります。現地の方は7月10日、事務局と農業委員と推進委員で現地を確認しております。

現地の状況ですけれども、図面を見ていただけましたら●●という名前があると思うんですけども、その●●さんの屋敷のすぐ隣り合わせの土地なんですけど、元々の発端は●●さんの庭敷きが狭いという事で、そこでちょっと拡張したいという事で、その一部は後でまた説明しますが、5条の39号の方で一部は宅地として、残りの方を田んぼいいですか、畑で、そういった面で活用したいという事で、3条と5条の方で申請をされてると思うんです。そこで一番問題なのですね、現在のここのお家の間に壁に沿って共有の水路が通っているんですけども、これはずっと他の所へいく共有の水路が通っているんですけど、ここを埋め立ててしまうと後の水路がいかないという事なんですけれども、対処する方法としてこの水路を移転してですね、新しく水路を境界線の所に付け直すというのが条件だそうなので、あとは問題がなかろうかと思います。●●さんについては、市外に住んでおられますけど、元々実家が●●にありまして、実家は飛び地みたいな所で他な農業の方に差し障りはないという事で、●●さんからの申し出があり、お譲りするということになったようです。全体的に問題はなかろうかと思うので、現地を確認してまいりましたので報告させていただきます。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。

ここで質疑、意見に入りたいと思います。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。

私から1点ほど。先ほどの48号の件になりますが、水路の移転という事ですが、図面でい  
えばどの辺に移転されるのでしょうか？

○藤原委員

このちょうど●●というお家がありますよね。

○田中会長

●●●●●●ですかね？●●●●●●が屋敷なんですかね？

○事務局

事務局で補足させてもらおうと、●●●●●●。●●宅の横の田んぼになるんですけど、ここ  
に沿って今、弓なりに水路が流れていると思うんですけど、それを真っすぐ境界線に沿って水  
路を設置する予定になっています。地番的には●●●●●●の東側に設置するという形になり  
ます。申請地の右側ですね。右側が●●●●●●だと思うんですけど、その田んぼに沿って左  
側というか東側に沿ってずっと真っすぐ水路が伸びる形になります。

○田中会長

●●●●●●までとどくということですかね？

○事務局

そうですね。真っすぐ流れるように。

○田中会長

現水路は●●●●●●の左側を通ってるんです？

○事務局

そうですね。左側を通っているのを今度は右側の●●●●●●の左側をずっと通るように。

○田中会長

ここが折れるという事です？

○事務局

折れるのではなく真っすぐ。●●●●●●はこの後5条で宅地に転用されますので、その右

側を通過して、申請地の●●●●●●の右側を通過して真っすぐ水路が降りる形になる予定です。今ある赤線、青線は廃止して自分の敷地に取り込む予定にされておられます。

○田中会長

分かりました。他にないようでございますので、質疑、意見を終了して採決に入ります。

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり許可することに決しました。次へまいります。

日程第4 議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。

受付番号20号について、3番 水重委員さんをお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。20号について報告いたします。

別図の40-20をご覧ください。7月10日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしております。この案件は、5月の農振除外で審議いただいた案件でございます。

申請地は●●●の前を3kmほど南に入った●●地区にございます。ここにあります●●●というのが申請人の居宅になっています。一昨年の災害で山中にあった墓が被災し、今回自宅に隣接する田360㎡のうちの、72㎡を墓地として利用する申請でございます。周囲は自宅、道、用水路に囲まれており、周辺農地等には何ら影響もなく、許可はやむを得ないものと確認をいたしております。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。

以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。質疑、意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し採決

に入ります。

議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請どおり許可することに決しました。次へまいります。

日程第5 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。

受付番号36、38号、これにつきまして、6番 山本委員さんお願いいたします。

○山本委員

6番 山本です。36、38号について報告します。7月13日、農業委員、推進委員、事務局と現地を確認しました。図面41-36をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●を●●から●●方向へ約2km行き、左手方向に約500m行った所にある畑244㎡、田390㎡です。田390㎡については、5月の総会で農振除外でご審議いただいた案件です。現在、3世代で居住している家が手狭なため、隣に娘さん夫婦の住宅を新築するために今回の申請に至ったそうです。畑の244㎡については、令和3年相続をして倉庫及び駐車場として使用していましたが、今回の申請で農地であることを知り、始末書を添付されました。集団農地の端に位置し、他の農地とは水路、道路等で分断されているため、他の農地に影響がない事を確認しました。

続いて38号ですが、図面41-38をご覧ください。申請地は向原町●●で、3条の46号で説明したところです。5月の農振除外でご審議いただいた案件で、田2筆、232㎡です。このうち104㎡は駐車場として使用され、128㎡は庭敷きとして使用されるそうです。どちらも他の農地とは市道で区切られており影響のない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。



○田中会長

ありがとうございました。

次に40号について、1番 光永委員さんお願いいたします。

○光永委員

1番 光永です。40号について報告いたします。

7月11日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。場所は、●●●●●●●●の●●●●より●●●●方向に約1km進み、●●●●との中間ぐらいの所を左手に上がった所になります。図面番号ですと41-40をご覧ください。今回の申請で、●●●●●●●●ということなんですけれども、1種農地ということですが、現地を見ると畑化していて、一部雑草も生えているという状況で、今回ここに駐車場を7区画と、ウッドデッキと、大型のテントのゲルというものを建てたいということで、家というところも含めて●●●●さんという方が今回購入されてこちらに移ってこられるということで。現地の草は、かなりきれいにされていて、農振除外の時に行ったときはまだ草がかなり立っていましたが、かなりきれいにされていました。ということで、他に適当な農地もなく周辺農地に影響はない事を確認してきました。やむを得ないものと思われま。詳しくは調査書の方をご覧ください。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。

以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。よろしゅうございますかね。

私から1点伺います。先ほどの40号でございますが、駐車場及び店舗とありますが、こういった内容の営業をされるのでしょうか？

○事務局

はい、事務局です。申請の際に聞き取りをしましたので話しをしますと、今、●●●●区かどこかの●●●●の方で、●●●●というか●●●●をされている方のように。ゲルというのはご存じかどうか分かりませんが、モンゴル民族が建てるような大きいテントをゲルというように、大きい物は直径10mを超えるようなのですが、サーカスのようなテント小屋を作って見世物をしたり、お弟子さんのような方が集まって技術の習得をする場所という風に確認しております。

○田中会長

分かりました。

他に質疑、意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し採決に入ります。



で●●をされておられるので、こっちに来てまで●●は使わないという事で、今回の申請に至ったそうです。将来的には●●●にしたいということらしいんですが、取り敢えず雑種地に落としてくださいという事で、やむを得ないと現地を見てきました。

続きまして10号です。この場所は●●●●という記載が右端にあります。これから●●●●●●●●という●●●●へおりにいくと、●●方面から上がって●●に入る手前の左手にあります。申請地は1枚ですが、672㎡あるんですが、両サイドがデコボコしているのは、それは全部7枚の畑です。地目は田ですけど、しばらくは畑として使われていたという事で、上がるにもかなりの急勾配で、昔はクワで耕していたと。後半になって耕運機で耕したと。その耕運機が上がるぐらいの道しかありません。そういう事で、作らなくなってあまりカヤも立っていないんですけど、草刈りだけはしていたと。この●●さんはここから3kmぐらい離れた●●という所に自宅がありますので、もう通えないという事で今回の申請に至っています。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。

次に受付番号11号ついて、6番 山本委員さんお願いします。

○山本委員

6番 山本です。11号について報告します。

7月13日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認しました。図面番号43-11をご覧ください。場所は、●●●●●●●●を●●から●●方向に約2km行き、右手方向へ約500m行った所にある畑3筆、429㎡です。昭和60年頃からシカやイノシシが出没し始め、作物を栽培しなくなり、しばらくは草刈り等の管理をしていたそうですが、管理をしなくなり、現在は大小の木が生えて山林化しています。山林化していることを確認しました。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございます。以上で調査報告を終わります。

これより、質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか。よろしゅうございますかね。質疑、意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第42号 非農地証明申請について、申請通り受理することに賛成の意見は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって議案第42号 非農地証明申請については、申請通り受理することに決しました。

以上をもちまして、本総会に付議をされました案件の審議は全て終了をいたしました。

これをもちまして、令和5年第7回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。

大変皆さんお疲れでございました。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時35分 閉会